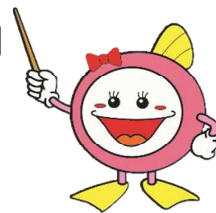


令和5(2023)年度

公益財団法人とちぎ建設技術センター職員採用試験案内

〒321-0974 宇都宮市竹林町1030-2
公益財団法人 とちぎ建設技術センター 総務部
TEL 028-626-3186 (代表)



令和5(2023)年度公益財団法人とちぎ建設技術センター職員の採用試験を次のとおり行います。

- ◎ 第1次試験 令和5(2023)年 9月17日 (日)
- ◎ 受付期間 令和5(2023)年 7月31日 (月)
～ 令和5(2023)年 8月25日 (金) (必着)

1 採用職種、採用予定人員、職務内容

職 種	採用 予 定 人 員	職 務 内 容
電気職	若干名	県流域下水道施設の修繕工事の積算・現場技術業務等 県、市町の公共建築工事の積算・現場技術業務等
土木職	若干名	県、市町の公共土木工事の積算・現場技術業務等

2 受験資格

職 種	受 験 資 格
電気職	平成元(1989)年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校、大学等で募集職種に必要な学科またはこれに相当する課程を履修し、卒業又は令和6(2024)年3月31日までに卒業見込みの者
土木職	平成元(1989)年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者 ①学校教育法に基づく高等学校、大学等で土木(農業土木を含む)に関する専門学科又はこれに相当する課程を履修し、卒業又は令和6(2024)年3月31日までに卒業見込みの者 ②上記①以外で、学校教育法に基づく高等学校、大学等を卒業した者で、土木施工管理技士(1級又は2級)の免許を有する者、または前記と同等以上の免許を有する者

次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所及び合格者発表

区 分	日 時	場 所	合 格 者 発 表 ※
第1次試験	令和5(2023)年 9月17日(日) 受 付 8:50～9:25 説 明 9:30～10:00 教養試験 10:00～12:00 作文試験 13:00～14:30	栃木県 河内庁舎別館 2階会議室 (宇都宮市竹林町 1030-2)	9月29日(金)(予定)、合格者に合格通知を送付します。
第2次試験	令和5(2023)年 10月6日(金) 面接試験時間は1人20分程度	栃木県 河内庁舎別館 1階会議室 (宇都宮市竹林町 1030-2)	最終合格者は、10月13日(金)(予定)、補欠合格を含む合格者に、合格通知を送付します。

※ 合格者の受験番号は、(公財)とちぎ建設技術センター(<https://www.tochigictc.or.jp/>)のホームページにも掲載します。発表時間は10時(予定)です。

4 試験の種目、配点及び内容

区分	種 目	配 点	内 容
第1次試験	教養試験	100点	団体職員として必要な一般的知識及び知能について、選択解答制による択一式の筆記試験を行います。(120分、40題出題)
第2次試験	作文試験	100点	団体職員として必要な表現力、論理性等について、記述式による試験を行います。(90分、800字程度) 作文試験は第1次試験日に実施しますが、第2次試験として行いますので、第1次試験合格者の作文についてのみ採点します。
	面接試験	200点	主として人物について、個別面接による試験を行います。(1人20分程度)
資 格 調 査		-	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

※1 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。

※2 第1次試験の得点、第2次試験の合計得点にはそれぞれ合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。したがって、合格得点及び順位が上位であっても、不合格となる場合があります。

※3 第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合は、第1次試験を不合格とします。

5 採用

採用は、令和6(2024)年4月1日(予定)です。

なお、採用に関する手続きについては、後日通知します。

また、卒業見込みの者で、令和6(2024)年3月31日までに卒業できなかった者は、採用される資格を失います。

6 給与

当センターの給与規程により、学歴及び経歴を考慮の上、初任給(給料)を決定します。

令和5(2023)年4月1日現在における初任給は大学卒で188,500円、高校卒で158,900円ですが、官公庁、会社等に勤務した経験のある者は一定の基準により加算します。

このほか、家族構成や勤務状況等に応じ、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当等を支給します。

また、期末・勤勉手当(ボーナス)が6月と12月の年2回支給されます。(昨年度は、年間4.4か月分を支給。ただし、在職期間等によって異なります。)

7 受験手続

(1) 申込方法

○ 必要書類

1. 採用試験申込書※

2. 土木職: 土木施工管理技士(1級又は2級)免許証の写し、または前記と同等以上の免許の写し
(受験資格②に該当する者のみ)

3. 自己推薦書※

※当センターのホームページからダウンロードし、手書きまたはエクセルで記入してください。

1及び3は、ダウンロードしたエクセルデータ内に格納されています。

○ 申込先(郵送・持参)

〒321-0974

宇都宮市竹林町1030-2(栃木県河内庁舎別館1階)

公益財団法人 とちぎ建設技術センター 総務部 総務課

TEL:028(626)3186 (代)

○ 郵送に当たっては、封筒の表に「採用試験申込」と朱書き、簡易書留郵便でお送りください。

受験票が9月12日(火)までに到着しない場合は公益財団法人とちぎ建設技術センターまで電話で照会してください。

○ インターネットでの受付は行っていない。

(2) 受付期間

○ 郵 送 : 令和5(2023)年7月31日(月)～8月25日(金)(必着)

○ 持 参 : 令和5(2023)年7月31日(月)～8月25日(金) 8時30分～17時15分

(土・日・祝日は受付できません)

8 試験結果の簡易開示

試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が顔写真付き身分証明書(運転免許証、学生証等)を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に当センター総務課においてください。

※電話、ハガキ等による開示請求はできません(棄権者は開示請求できません。)

開示請求できる人	開示期間	開示する内容
第1次試験不合格者	第1次合格発表の日から1ヶ月間	不合格者の選考試験の結果を総合成績のランクでA、B、Cの3段階に分けてお知らせします。 A: 不合格者の中で上位(3割程度)である。 B: 不合格者の中で中位(4割程度)である。 C: 不合格者の中で下位(3割程度)である。
第2次試験不合格者	最終合格発表の日から1ヶ月間	

9 (公財)とちぎ建設技術センターの概要

当センターは、地域社会の健全な発展を目指し、建設行政の支援及び建設技術の向上と公共事業の効率的な推進を図り、県内の良質な社会資本の整備や保全及び生活環境の保全に寄与することを目的に設立された団体です。

事業としては、県や県内市町・その他からの要請に基づき、または自主事業として次のような事業を行っています。

- (1) 下水道施設に係る管理運営支援・調査研究及び普及啓発事業
- (2) 下水道排水設備工事責任技術者に係る資格試験、更新講習及び登録等に関する事業
- (3) 市町村が行う社会資本の整備や保全に関する技術的支援事業
- (4) 公共工事に関する専門研修事業
- (5) 建設関連企業定年退職者等の熟練技術者を活用した技術的支援事業
- (6) 道路、河川、公園等の公共施設のボランティア等活動支援事業
- (7) 建設事業に関する調査、検査、試験研究及び技術的支援事業
- (8) 公共建設事業に関する資料の収集及び情報の提供並びに普及啓発事業
- (9) 公共建設工事(公共建築工事を除く。)に関する測量、設計、積算、工事管理事業
- (10) 公共建築工事に関する測量、積算、工事監理事業
- (11) 建築基準法等に基づく構造計算適合性判定事業
- (12) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

～申込書記入上の注意事項～

- 1 記載事項に不正があると職員として採用される資格を失います。
- 2 ※印欄を除いて申込書のすべてに記入してください。
申込日現在で記入してください。
記入に当たっては黒又は青インクを用いて、かい書・算用数字で記入し、該当するものの文字は○で囲んでください。
なお、申込書は当センターのホームページからダウンロードし、エクセルでご記入いただけます。ただし、署名欄は自署をお願いします。
- 3 記入漏れ、不備等があると受け付けない場合があります。
- 4 それぞれの欄に記入できないときは、該当欄の位置に補助用紙を添付して記入してください。
- 5 学歴欄におけるその前の学校というのは、例えば大学卒業の場合は、通常高等学校を記入することになります。ただし、中学校以前は記入する必要はありません。

10 試験に関する注意事項

新型コロナウイルス感染症などへの対応については、栃木県ホームページ「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」に掲載されていますので、必ずご確認ください。

※情報は随時更新されます。